

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト  
(技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-7
提出年月日	令和5年3月15日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230221-41	1	とりまとめた資料-1) 緊急用コンセントに接続しておくことの悪影響が無いことを根拠含めて説明すること。	R5. 2. 21	本日回答		緊急用コンセントの負荷容量5Aに対して、中央制御室で使用する可搬型照明(SA)3個の負荷は約1Aとなるため、緊急用コンセントの負荷容量には十分な余裕があること、他の設備との同時使用を想定した場合における最大負荷約3.5Aに対しても十分な余裕があることから、可搬型照明(SA)を緊急用コンセントに接続しておくことによる悪影響は無い。また、上記について「とりまとめた資料」に追記した。	資料3-4『泊発電所3号炉 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 5.0)』 P. とりまとめた資料-1	
230221-42	2	とりまとめた資料-2) 遠隔操作をする弁の操作について、先行プラントの実績を踏まえて相違理由の記載を充実すること。また、補足説明資料を作って説明すること。	R5. 2. 21	本日回答		B-アニュラス排気ダンパ本体に設置された操作ハンドルをユニハンドラ装置により遠隔手動操作すること、ユニハンドラ装置による遠隔手動操作はアニュラス空気浄化設備において実績のある操作方法ではないが、玄海3/4号炉の「技術的能力1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち「1.3.2.6 インターフェイスシステムLOCA発生時の手順」における破損側余熱除去系統の隔離操作でも同様に用いられているものであることを「とりまとめた資料」の相違理由に反映し、記載を充実化した。また、ユニハンドラ装置の構成、動作原理、配置箇所について説明した補足説明資料「ユニハンドラ装置によるB-アニュラス排気ダンパの遠隔手動操作について」を作成し、「添付資料1.16.12 アニュラス空気浄化設備の運転操作手順」に反映した。	資料3-1『泊発電所3号炉 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 5.0)』 P. 1.16-119~121  資料3-4『泊発電所3号炉 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 5.0)』 P. とりまとめた資料-2 P. 1.16-148~150	
230221-43	3	比較表1.16-30) チェンジングエリア設置に着手する時点で中制御室の閉回路循環運転が行われているのか、また、これらを含めての約100分なのか、内訳を確認して説明すること。	R5. 2. 21	本日回答		左記コメントに対し、資料3-11『ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料』の通り整理した。		

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230221-47	4	比較表1.16-6) 対応手段と設備の選定の考え方において、その選定範囲について基準の定義に基づいて整理し、説明すること。	R5.2.21	本日回答		<p>対応手段と設備の選定の考え方において、泊3号炉は女川2号炉と同様に、中央制御室にとどまるために用いる設備の分類を記載することとしている。女川2号炉は非常用照明を設計基準事故対処設備と位置付けているのに対し、泊3号炉の無停電運転保安灯は、「設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明」(DB11条にてご説明済み)としていることから、設置許可基準規則において定義される「設計基準事故対処設備：設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備」ではなく、「設計基準対象施設：発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるもの」に分類しているため、本項において設計基準対象施設としている。</p> <p>また、柏崎、東海第二、島根においても泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設(DB11条での整理)としているため、その旨を比較表p1.16-6の相違理由に追記する。</p>	資料3-4『泊発電所3号炉 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)』 P.1.16-6	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。